

## フィンランドの地方自治制度の現状と課題

山田 真知子（北海道浅井学園大学・人間福祉学部北方圏生活福祉研究所）

### 抄 録

日本では2000年4月に地方分権改革が行われ、この改革によって中央集権を象徴する機関委任事務制度が廃止され、国と地方自治体の関係は、対等・協力の関係に改められた。しかし、改革はようやく開始された段階に過ぎず、なお多くの課題が残されている。この地方分権の課題と重なるように、新たな課題として浮上してきたのが町村合併の問題である。政府は、合併によって基礎自治体を強化し、基礎自治体への移転資金の削減を意図しているが、自治体側からは、合併に特化しない基礎自治体の協力のあり方が模索されている。

一方、フィンランドは地方分権の徹底の上になら、自治体が公共サービスのほとんどの責任を担っている。そして、それを展開するに当たって、財政力格差の問題を、町村合併のみに頼らず、多様な自治体間協力を発達させることによって解決に努めている国である。

本研究では、日本では殆ど知られていないフィンランドの地方自治体のしくみと機能を明らかにするものであり、地方分権改革後の国の指導監督の可能性と、自治体間協力の仕組みを中心に検討することを課題とした。その結果、フィンランドの自治体は自治体組合制度を中心に自治体間協力を展開し、合併によらずとも効率的にサービス供給の責任を果たしていることを考察した。

キーワード：フィンランド、地方自治、自治体間協力、自治体組合

### I. 問題の所在

西欧諸国には中世時代から長い地方自治の歴史がある。一般的に西欧諸国の地方自治制度は、北欧型と南欧型の二つのタイプに分類されるといわれている。南欧型<sup>1)</sup>はフランスを中心とした南欧の国々の制度を指す。これらの国々では、総じて自治体行政は、サービス供給主体としてよりも政治的主体としての役割が強調されており、サービス供給事務についての自治体の役割は、国の補助的なものである場合が多い。また国の指導監督も比較的大きいのがこれらの国々の特徴である(HE192/94, 2.4.)。一方、北欧型には、北欧諸国のほかにオランダ、ドイツ、スイス、オーストリア等の国々が含まれる。これらの国々の地方自治のあり方については国ごとに若干の差異はあるが、北欧諸国はその中でもひとつのグループを形成しており、共通の特色がある。それらは、①地方自治が強調されており、憲法で保障されている、②民主主義に基づいた決定と公開性が重要と考えられている、③自治体財政において地方税が重要な役割を占めている、④自治体が福祉国家の提供する公共サービスの責任を担っている、⑤地方における政治と行政の一体的な協力、などとされている(Mäenpää, 1997, 65, HE192/94, 2.4.)。

このように、北欧諸国における地方自治体は、政治的に国に従属する立場にはないこと(Heuru et al, 2001, 86)、地方自治が高度に発達していること、住民に対するサービス供給責任があるということが主要な共通の特色といえるであろう。ここでは、北欧諸国の中からフィンランドの地方自治制度をとりあげ、そのしくみと、地方自治体の役割を考察する。次に、それらの理解の上に立って、フィンランドの地方自治制度の抱える課題の検討を行うことにしよう。フィンランドを取り上げる理由は以下に述べるとおりである。

日本においては2000年4月に地方分権改革が行われ、この改革によって中央集権を象徴する機関委任事務制度が廃止され、国と地方自治体の関係は、対等・協力の関係に改められた。しかし、これらの2000年改革の制度設計を担当した地方分権推進委員会自らが、その最終報告で指摘しているように、改革はようやくベースキャンプを設営した段階に過ぎず、なお多くの課題が残されている。さらに、地方分権の課題と重なるように、新たな課題として町村合併の問題も発生している。このような日本の状況に伴い注目され始めたのが、フィンランドの自治体である。フィンランドは地方分権の徹底の上になら、自治体が公共サービスのほとんどの責任を担い、それを展開するに当たって、財政力の問題を、町村合併の

みに頼らず、多様な自治体間協力を発達させることによって解決に努めている国である。従って、日本では殆ど知られていないフィンランドの地方自治の研究を行うことは、日本の地方自治、ことに基礎自治体間の協力のあり方の追求において、示唆するところが大きいと考えられよう。

## II. フィンランドの地方行政制度の現状

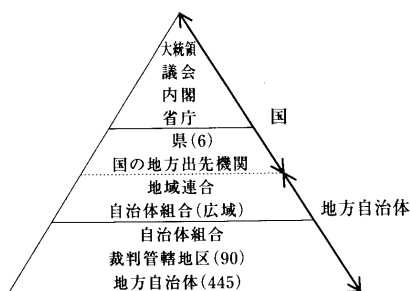
フィンランドの地方自治制度は、他の北欧諸国と異なり一層性で、国と基礎自治体 (kunta) より成り立つという特徴を持つ。図1は公共行政の仕組みを示している。この図で明らかなように、広域な地域においては、国の出先機関と自治体組合によって行政が行われている。6つある県 (lääni) は国の出先機関であるので議会を持たず、県知事は大統領が任命する国家公務員である。また地方には県のほかに国の出先機関があり、自治体組合としては、地域開発のための自治体連合とその他の広域自治体組合がある。

33万8145km<sup>2</sup>の国土における自治体の数は444 (2004年8月) であり、北部にいくほど自治体面積は大きくなり、人口密度は低くなる。平均住民数は約11,000人であり、5万人以上の自治体が14あり、4,000人以下の自治体数は200である (Ministry of the Interior, 5.8.2003)。自治体は市 (kaupunki) と町 (kunta) の2つにわかれるが、法律上の差はなく、自治体はどちらを名乗るか決定することができる。全自治体の約4分の1が市となっている。

フィンランドにおいては、憲法で自治を保障する規定があり、自治体はその中心的なものである。そのほかの自治の形態としては、アハヴェナンマー自治区、大学の自治、教会の自治があり、サーメ人には居住地における言語および文化に関する自治権がある (Suomen perustuslaki 11 luku)。

それでは、以下に、地方自治の歴史を概略し、続いて政治的主体である自治体のしくみを取り上げる。さらにサービス供給主体としての自治体の役割を見ることによって、フィンランドの地方自治のありかたを明らかにしよう。

図1 フィンランドの公共行政のしくみ  
(Ministry of Interior, 5.8.2003)



## 1 地方自治の歴史

フィンランドの地方自治の歴史は1800年代にさかのぼり、1865-1873年間の政令によって、地方は教会の行政区から独立し、自治体の形態を持つに至った。しかし、当時の選挙権は他人の保護下でない、納税者の男性のみに限られており、女性と被用者には選挙権が与えられていなかった。ロシアから独立後、1917-1919年の地方自治体法により、すべての住民が選挙権を持つようになった。1920年代末から市には首長制度が適用されたが、1948年に農村部の自治体と市に個別に存在した法律が一本化され、農村部の自治体にも首長制度が適用されるようになった。1976年の地方自治体法は、それまでの市長の権限を縮小し、議会の権力と住民参加の可能性を強化した。さらに、当時国政にも計画制度が取り入れられたのに従い、自治体にも自治体計画作成が義務付けられた。住民自治については、1990年に住民投票に関する法律が制定され、議会民主主義のほかに直接民主主義の可能性も広げられた (Oulasvirta 2001, 9, 18, 64)。

1993年には包括補助金制度の導入により、サービス供給の権限と財源が国から自治体に委譲された。同時に、国の指導監督は大幅に緩和され、原則として合法性に関する事項のみに限られるようになった。これをもって、フィンランドの地方分権はほぼ完成したといえよう<sup>2)</sup>。1995年には新しい地方自治体法が施行され、これまでよりも大きく自治体の自由裁量の幅が広げられ、住民参加が強調されるようになった。

なお、フィンランドの地方自治体は、それまで市部と地方農村部、スウェーデン語系住民区域部と3つに分離していた自治体の中央組織を1993年の地方分権改革時に統合し、全自治体が加盟する自治体協会を結成している。この協会の役割としては、国家予算と税、自治体に関係する立法や改革などについて中央政府との交渉に当たることがもっとも重要であるが、その他、自治体職員教育、情報の公開、地方行政についての研究などが挙げられる (The Association of Finnish Local and Regional Authorities 1998, 39)。

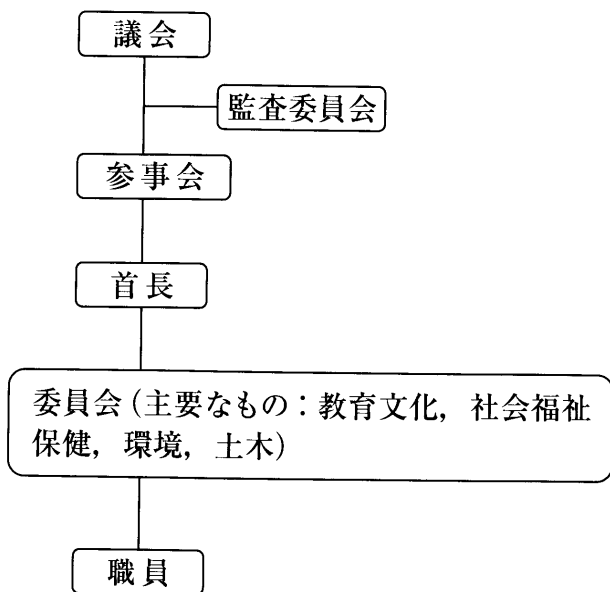
## 2 政治的主体としての地方自治体

フィンランドでは、国政においても地方政治においても代表民主主義、すなわち間接民主主義が尊重され、住民は選挙によって議会の政治決定に影響力を行使することができる。しかし、同時に地方民主主義における直接民主主義の可能性も、地方自治体法で保障されている。地方自治体と国の政治の異なる点は、自治体の参事会が、内閣と異なり、自治体議会に選出されたすべての政党および団体が参加することにより成り立ち、議会任期が終

了するまで在任することである (Oulasvirta 2001, 21)。

地方自治体法 (kuntalaki 1 luku, pykälä 2) によると、自治体の最高機関は住民によって選ばれた議会であり、首長は、期限を限って議会によって任命されるので、シティーマネジャー的な役割であるといえよう。議会は首長の他に参事会、委員会などのメンバーも選出し、任期中でも罷免することもできる。図2は自治体の行政組織を示している。地方選挙は4年に1回行われ、議員(代理人)は原則としてボランティアである。地方選挙法 (kunnallisvaalilaki 714/1998) によると、選挙権・被選挙権は18歳以上のフィンランド国民、および他の EU 諸国またはノルウェーとアイスランド国民で、選挙より51日以前からその自治体に在住していることが条件である。また、2年以上在住している上記以外の外国人にも同様の権利がある。議員は、通常他の職業を持っているため議会は夕刻に開かれ、住民は傍聴することが可能である。議員数はその自治体の住民数によって17-85人の間で定められているが、2000人以下の自治体は17人以下に設定することができる。しかし13人以下に減らすことはできない (kuntalaki 2 luku, pykälä 10)。なお、地方議員は国会議員を兼務することができる。

図2 自治体の行政組織



政党は地方民主主義において重要な地位を占めており、地方議員候補を擁立し、選挙運動を行い、その他、さまざまな方法で自治体の決定に影響力を行使する。各政党は議員数の1.5倍まで候補者を擁立することができる。また政党は、保守政党間、左派政党間というように選挙において連立を組むことができる。投票は、候補者に与えられた立候補番号を書くことによって行われ、非拘束比例代表制で選ばれる。すなわち、所属議員の得票数の

合計をもって議席は政党によって分配され、各政党の議員が得票数の多い順に選出されるしくみである。

地方議会に占める女性議員の割合は、1980年には22.2%であったが、2000年には34.4%であった。2000年の地方選挙の立候補者が39,744人であり、そのうち女性の占める割合は38%であったので、ほぼ立候補者数に相対しているといえよう。なお、平均投票率は、1950年63%、1960年74.8%、1972年75.6%、1980年78.1%、1988年70.5%、1996年61.3%、2000年55.8%というように、1980年代をピークに下降しつつある (Oulasvirta, 2001, 21, 28)。

### 3 サービスの供給主体としての自治体

地方自治体法の第1条に、「地方自治体は、住民の福祉の向上と地域の継続的な発展に努めなければならない」(kuntalaki 1 luku) とあるように、自治体は、住民の福祉と地域開発に責任を持つ。自治体は、これらのサービスを単独で、または他の自治体や民間に委託して、または他の自治体と共同で、または自治体組合を結成して行うことができる。

自治体の担う公共サービスは、①教育・文化サービス、②社会福祉・保健サービス、③環境・インフラ整備サービスに分類される。①の教育・文化サービスとしては、義務教育の提供、中等教育、職業教育および訓練、図書館サービス、美術、文化、レクリエーションサービス、生涯学習教育などがあげられる。②の社会福祉・保健サービスには、保育、高齢者ケア、障害者ケア、生活保護、アルコール薬物中毒ケア、予防保健事業および一次医療ケア、二次医療、歯科治療、環境衛生などが含まれる。③環境・インフラ整備サービスは、土地利用、給水およびエネルギー供給、ごみ処理、環境保全、消防・救助サービスなどを指す。これらのサービス供給の他に、自治体は商業や雇用を促進する義務があり、地域連合に参加して所属する地域の開発を行わなければならない<sup>3)</sup>。

このように幅広い住民のための公共サービスを担っているため、公共政策における自治体の役割は重要であり、公共セクター支出の30%以上、公共支出の3分の2を自治体が占めている (Ministry of the Interior 5.8.2003)。自治体の歳出の44%が社会福祉・保健事業、23%が教育・文化事業であり、設備投資は10%である。また自治体職員数は約41万人で、これは公務員全体の75%に相当する。そのうち社会福祉・保健、教育・文化事業の職員が全体の80%以上を占める。これらの事務を行うために、自治体には課税権があり、税率を設定することができる。地方税収入は自治体の歳入の50%以上を占め、続いて料金収入が26%であり、国庫支出金は14%に過ぎない (Suomen Kuntaliitto 23.4.2000)。

### Ⅲ. 地方自治の課題

これまでに、フィンランドの自治体のしくみと事務を概観し、自治体には法律で定められた住民サービスの供給についての責任があり、包括補助金制度導入後、国の指導監督は縮小されていることを理解した。地方分権後の地方自治にはどのような課題があるのだろうか。国の指導監督が縮小されたことは問題とならないのだろうか。自治体の財政力は、広範囲にわたる福祉国家の公共サービスを供給するのに十分なのであろうか。ここでは、それらの課題を検討の対象とする。

#### 1 サービスの格差の問題

1993年の地方分権改革の結果、それまで国が補助金を支出ベースに基づいて交付し、その用途について細部にわたって指導監督してきた社会福祉・保健、教育・文化分野のサービスが、かなりの程度自治体の自主裁量に任せられることになった。この改革については、それ以前に行われた1984年の改革によって社会福祉・保健分野のナショナル・ミニマムが基本的に整備されたことを、先ず念頭に置かねばならない。しかし、それにもかかわらず、国の指導監督の軽減が、サービスの地方格差をもたらし、国民が平等に、憲法に保障される教育や社会保障にかかわる基本的権利 (Suomen perustuslaki luvut 6, 16, 19) を、享受することを損なう要因となったという指摘も多くなされている (例えば, Sosiaalibarometri, 1996, Kalland, 1993, Oulasvirta 1996)。これについては、地方分権改革が執行された時期が、フィンランドが史上最悪の不況に見舞われた時期に重なったことも重要な要因であるといえよう<sup>4)</sup>。この不況のためにサービスの質や量が低下したことは明らかである。

しかしながら、フィンランドの経済は、1990年代後半より情報産業輸出国として立ち直りをみせた。フィンランドは、2003年にはもっとも競争力のある国、青少年の学力程度が世界で1位、水源環境管理についても世界で1位として評価されており、今日では、日本でも注目を浴びる国になってきた。また、情報産業育成の達成には、さまざまな公共サービスを提供する社会政策の存在が貢献しているという指摘もされている (Castells & Himanen 2001, 166-167)。これら、教育サービス、社会保健サービス、環境保全などは自治体の責任であるので、この評価における自治体の役割は重要であるといえよう。

それでは、国民の基本的権利を保障し、サービスの自治体間格差を解消することに関しての、地方分権後の国の指導については、どのような可能性があるのだろうか。ここでは自治体にとってもっとも重要なサービスである

社会福祉・保健事業分野について、その可能性を検討してみよう。国の指導には以下に述べるように、4つの可能性があると考えられる。

#### (1) 県の指導監督

県は、自主的に自治体の事務の指導監督を行うことはできないが、サービスに不満を持つ住民が異議申し立ての訴えを起こせば、訴えに基づきその自治体の違法性について監督することができる<sup>5)</sup>。

#### (2) 法律による指導

国は特別法を制定することによって、自治体に事務を課すことができる。特別法においては自治体の裁量の余地が狭まられ、執行することが義務付けられる。これによって全国どの自治体に住んでいても市民がサービスを受ける平等性を保障できると考えられている<sup>6)</sup>。この役割は国会が行うので、国民全体の意思に基づくといえよう。保健および社会福祉サービスにおける市民の権利については、オンブズマン制度が特別法で設けられている (laki 782/1992, laki812/2000)。

#### (3) 情報の収集と公開による指導

地方分権で問題となるのは、サービスの地域格差と少数グループの権利の保障である。これについて国の役割は、自治体の行うサービスについての研究・追跡調査を行い、それを自治体に対して情報公開することだという指摘がなされている (Hautamäki 1995, 20-25, Oulasvirta 1996, 296)。この役割は国立社会福祉保健研究開発センター (STAKES) が果しており、約450名のセンター職員により、全自治体の社会福祉・保健の統計・情報が収集、分析され、公開されている。またサービスの評価も行われている。自治体は、これらの情報によって、その自治体のサービスレベルを知ることができ、少なくとも平均値に近づくようにレベルアップの目標を設定することができる。また、教育訓練プログラムなどを自治体に提供することを通して、国が間接的な指導を行うことも可能であるといえよう。

#### (4) スロットマシン協会 (RAY) の民間助成を通じての指導

フィンランドでは、ギャンブルは公益事業であり、国の公社であるスロットマシン協会 (RAY) が管理し、その売り上げは第3セクター、すなわち民間の福祉保健団体への助成に使用されている。助成金は、建設・設備のための助成とプロジェクトへの助成の2種類に分かれる。民間団体は助成を申請し、これらの分配については国の代表と第3セクターの代表が協議するが、最終決

定は国会で行われる。つまり、国は、地域の福祉のレベルアップに貢献すると期待できる第3セクターのプロジェクトを支援することにより、間接的に自治体のサービスの内容に影響を与えることが可能であるといえよう<sup>7)</sup>。

## 2 財政力格差の問題

これまでに、サービスの地域格差について、どのような国の指導監督が可能であるのか検討した。しかしながら、これらの問題の多くが、国庫支出金の削減による自治体歳入の減少、そして限られた財源のなかでの優勢順序のつけ方に起因すると考えられる。1990年代の不況期以来国庫支出金の削減が続き、自治体の財政力が弱化したことに対して、国は2段階に分けて国庫支出金制度の見直しを行い、1994-1995年には税収入に基づく地方財政調整を行い、1997年に計算方式の基準の改正を中心に配分方法の見直しを行った。

しかし、それだけでは問題の根本的解決には不十分である。というのは、フィンランドには、人口が400人以下の自治体が200も存在し、これは全自治体444の半分近くを占める。人口が少ないことは、財政基盤が弱いことを意味し、財政基盤が弱ければ、当然の帰納として、すべての市民に平等に提供されると憲法で保障されているサービスの地域格差が生じるからである。

そこで、財政力格差問題の一番妥当な解決策として登場してくるのが市町村合併である。国は合併推進を図ろうとしているが、自治体住民は市町村合併にあまり熱心ではなく、合併はさほど進んでいない。これは、①1960年代の合併の苦い経験、②EU加入など、グローバル化の流れに対して強くなった地方のアイデンティティ意識、③合併は住民の意思なので、地方分権後の今日では、国は強制することができない、などの理由によると考えられる。それでは、合併に頼らずにサービスを効率よく供給する方法はほかにあるのだろうか。そこで、次に、合併に変わる代案として、自治体間協力による財政の効率的な利用を計るために自治体組合が果たしている役割について以下に検討することにしよう。

## 3 自治体組合の役割

法律で制定されている自治体の事務には、大きな規模の財政力を必要とするものが多く、前述したように、人口規模の小さい自治体が単独で行うには難しい場合が多い。このため、自治体は、他の自治体と、職員や委員会を共有すること、協会、財団、株式会社などを設立すること、他の自治体のサービスまたは民間サービスを購入することなどによって、住民にサービス供給を行うことができる。

このように、さまざまな方法でサービス供給を行うこ

とが可能になっているが、この中でもっとも重要であると考えられる形態が自治体組合 (kuntayhtymä) であろう。というのは、自治体組合では、通常、恒久的かつ規模の大きい自治体事務を取り扱うことになっており、そのうちのいくつかの事務については法律で強制的に組合参加が定められているからである。一般的には、個々の自治体が自由意志で、事務内容に応じた、複数の自治体組合に属している。それらの例として、一次医療、エネルギー供給、交通ネットワーク、廃棄物処理などのサービスのための自治体組合が挙げられよう。

一方、法制定の自治体組合は3つあり、すべての自治体はこれらの組合に所属しなければならない。それらは、①EUおよび国内の指針に従って地域開発のための地域連合(自治区を除いて本土に19組合)、②大学病院または地域総合病院を中心とする特別医療を提供する二次医療組合(20組合)、そして、③知的障害者のケアを行う特別ケア組合(14組合)である(Suomen Kuntaliitto, 2000, 20-21)。

その他の自治体組合は、一定の業務のために複数の自治体の自由意志で設立され、その事務の執行、参加組合の投票権、財源負担、監査などについては、参加自治体間の協定で取り決めることになっている。自治体組合は参加自治体から独立しているが、課税権はない。このような自治体組合は全国で約250組合も存在し、自治体はこれらの組合を結成し、または他の方法で自治体間協力を行うことによって、財政力基盤の弱さを補い、効率的に公共サービスを行っているのである。

このように、自治体組合は、市町村合併にかわる財政力基盤の補強の役割を果たしており、フィンランドでは多様な展開を見せている行政単位である。政府の誘導にもかかわらず、市町村合併がさほど進行しないのは、これらの組合が自治体の自由意志で結成され、参加自治体の意思が十分反映されていること、そして自治体への帰属意識を損なうことなく近隣自治体と協力し住民サービスを行うことができるという経験を積み重ねていることが要因として考えられよう。

## IV. 結びに変えて

以上に、フィンランドの地方行政制度の現状を、自治体のしくみと機能を中心に見た。そして地方分権がほぼ完成した今日、自治体が直面する課題、すなわちサービスの供給と財政力の地域格差の関係について、国にはどのような指導監督の手段が残されているのかについての検討も行った。さらに、フィンランドでは、財政力基盤強化を市町村合併に求めるよりも、むしろ自治体組合を多様に発達させ、自治体間協力によって効率的なサービ

スの協力をを行うことが慣行となっていることを理解した。

住民の自治意識が堅固であり、合併を強制することが困難な今日の制度においては、自治体組合の役割とは、柔軟な自治体間協力的手段である自治体組合という法人を設立させることによって、効率的なサービス提供を行うことのみならず、自治体間協力を発達しさせるものである。発想を変えると、このような協力が積み重なることによって、最終的には合併へ発展する可能性もあるというように、合併へのソフトランディングへの期待もこめて設計された制度であると考えられることも可能ではないだろうか。

日本においても、中央政府は、財政再建の要請と、地方分権に備えるために基礎自治体の行政能力を強化するという観点に立って、合併を推進している。これに対して地方自治体側は、財政分権改革と、合併に特化しない選択の多様性の保障を強く主張している。このような現状を鑑みると、フィンランドの自治体間協力のあり方は、日本の地方自治のあり方をめぐる議論に示唆を与えるところが大きいといえよう。

## 注

- 1) フランス、スペイン、ポルトガルなどナポレオン体制と関連があった国々に共通した特色があるので、ナポレオン型とも呼ばれる。
- 2) 包括補助金制度は社会福祉・保健分野および教育・文化分野において導入された。改革後、サービスの供給の権限と財源が自治体に委ねられ、自治体は法律に基づいて住民にサービスを供給することになった。各々の自治体の政策計画は原則として自主的に作成できるようになっているが、社会保健省と教育文化省の作成することが求められている。1993年改革における包括補助金制度導入について、その成立過程、制度の内容、サービス供給への影響について詳しくは、山田真知子「フィンランド福祉国家における社会サービスと高齢者政策（六）」『北大法学論集』第五四巻第一号，2003. 4 第6章を参照
- 3) 自治体の財政、職員、サービス内容について詳しくは山田真知子「フィンランド福祉国家における社会サービスと高齢者政策（一）」『北大法学論集』第五三巻第二号，2002. 7, 280-285を参照
- 4) 1991年にソ連が崩壊したことに起因する貿易の損失により、フィンランドの経済成長は同年にマイナス7%、失業率は1994年に約18%を記録した。不況は、自治体の税収入の減少のみならず、国庫支出金の大幅な削減をもたらした。しかし多くの調査研究結果によると、

サービスの供給の低下の問題はあるが、フィンランド福祉国家は不況を乗り切り、国民の公的サービスに対する支持は揺らいでいないとされている。詳しくは、山田真知子「フィンランド福祉国家における社会サービスと高齢者政策（六）」『北大法学論集』第五四巻第一号，2003. 4 第6章を参照

- 5) 一例としては、2000年にハメーンリンナ市の事例がある。ハメーンリンナ市の老人ホームに母親が入居しているヘルシンキ在住の女性が、人手不足に起因するケアの質に不満を持ち、県に異議申し立てを行った。県は審査の結果、ハメーンリンナ市に職員を増員するように勧告を行い、ハメーンリンナ市は勧告に従った。この事件は大きく報道され、高齢者ケアと公的サービスについての議論が全国的規模で行われた。
- 6) しかし自治体側から、特別法によって義務を増加させるのであれば、財源の保障をすべきであるという不満も聞こえている。
- 7) 例として、ウーシマー（首都圏）精神衛生親の会は、精神障害者の親の会である。ここでは自治体のケアのレベルを高め、患者および親族を支援する事業として12名の精神病ケアのプロを雇用し、自治体に対して精神障害ケアにかかわるさまざまな講習・訓練を展開している。この事業はスロットマシン協会（RAY）の助成によって行われている。

## 付 記

本研究は、平成15年度北方圏生活福祉研究所研究費の交付を受けて行ったものである。

## 引用文献

- (文献)
- Castells, Manuel & Himanen, Pekka 2001 : Suomen tietoyhteiskuntamalli. SITRA 242, WSOY, Helsinki.
- Hallituksen esitys (HE) 192/94 kuntalaiksi
- Hautamä ki, Antti 1995 : Kohti kuntien ja valtion yhteisvastuuta. Sisä asiainministeriö, Helsinki.
- Heuru, Kauko & Mennola, Erkki & Rynänen, Aimo 2001 : Kunnallinen itsehallinto. Kauppakaari, Lakimiesliiton Kustannus, Helsinki.
- Kalland, Mirjam 1993 : Eryitysryhmät ja valtionosuus-uudistus. Sosiaali- ja terveysministeriö. Helsinki.
- Ministry of the Interior 2003 : Municipal Cooperation in Finland, Presentation at Finnish-Japanese Seminar, Hausjarvi, 5. 8. 2003.
- Mäenpää, Olli 1997 : Kutien itsehallinto EU-Suomessa.

Kunnallisalan Kehittämissäätiö, Vammala.

Oulasvirta, Lasse 1996 : Kuntien valtionapujärjestelmä.

Tampereen yliopisto, Tampere.

Oulasvirta, Lasse 2001 : Toimiva kunta. Kuntakoulutus  
Oy. Vantaa.

The Association of Finnish Local and Regional  
Authorities 1998 : The World of Finnish Local and  
Regional Authorities. Helsinki.

Sosiaalibarometri 1996 : Sosiaaliturvakeskus. Helsinki.

Suomen Kuntaliitto 2000 : Esitysmateriaali 23. 4. 2000,  
Helsinki.

Suomen Kuntaliitto 2000 : Kunta ihmisten yhteisö.  
Jyväskylä.

(法律)

Kuntalaki 1995/365.

Kunnallisvaalilaki 714/1988.

Laki potilaiden asemasta ja oikeuksista 782/1992.

Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista  
812/2000.

Suomen Perustuslaki, 2000.

# The Municipal Self-government System in Finland

Machiko Yamada Northern Region Research Center for Human Service Studies

## Abstract

In 2000, the first step to decentralization reform took place in the Japanese local administration system. This resulted in lifting basic municipalities to a less subordinate position than before. However, these steps are just a start, as the financial allocation system is still under negotiation.

At the same time, there rose another problem to the municipalities in the form of amalgamation, where the central government is driving to reduce financial support to municipalities. The central government insists that the financial basis of municipalities will be improved by means of amalgamation, while municipalities seek different solutions to reinforce their financial ground.

In Finland, where decentralization reform took place in 1993, the municipalities enjoy a large extent of autonomy and are responsible for providing public services for the residents. This duty has been exercised by developing various forms of municipality cooperation.

The purpose of this study is to look at the main features of the municipal self-government system in Finland, with a special focus on the status and the function of the Finnish municipalities, and the municipal cooperation exercised in the form of joint municipality boards.

The study also examines the relationship between the state and the municipality, especially in the ways which the state exercises supervision over the municipalities after decentralization.

Keywords : Finland, municipal self-government system, municipal cooperation, joint municipal boards